

商工中金の概要及び主な取組について

平成30年4月

商 工 中 金

(注) 29年度の数値は速報値です。
今後、変更があり得ることをご承知おきください。

1. 商工中金の概要

商工中金(株式会社商工組合中央金庫)の概要

1. 成り立ちと事業概要

1) 成り立ち

- ・昭和11年に、中小企業金融の円滑化を目的として、国と中小企業組合の共同出資により設立
- ・平成20年10月1日に株式会社化(政府も46.5%の株式を保有)。平成27年商工中金法改正により、完全民営化方針を維持しつつも、当分の間、政府が必要な株式を保有することとされた。

2) 事業概要

- ・中小企業組合及び組合員中小企業等に対し、総合金融サービスを提供する。
- ・フルバンク機能を有する金融機関として、設備資金、長期運転資金、手形割引等短期運転資金融資、債務保証、預金、為替、国際業務、経営コンサルティング等
- ・中小企業向け金融の経験を活かし、セーフティネット機能(危機対応業務)を実施

2. 組織・資金運用等

(平成30年3月31日現在)

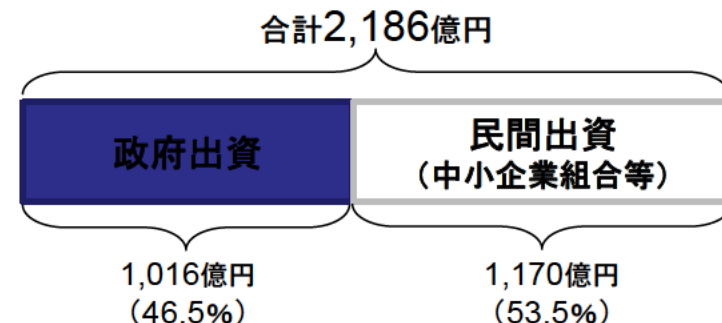
根拠法	株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)
役職員数	3,869人
店舗数	104店舗(国内100店舗・海外4店舗)
資本金	資本金 2,186億円 うち政府保有分 1,016億円(46.5%) うち民間保有分 1,170億円(53.5%) (中小企業組合及びその組合員中小企業等(株主数25,402名))

貸出金 貸出金約9兆3,568億円(うち危機対応業務2兆6,700億円)

貸出取引先数 約7万8千先(中小企業組合及びその組合員中小企業等)

格付け 商工中金の債券の格付け Moodys A1

●資本金構成(平成29年3月期)



※株主数、貸出金、貸出取引先数は、平成29年3月31日時点の数値

商工中金（株式会社商工組合中央金庫）の組織・役員体制

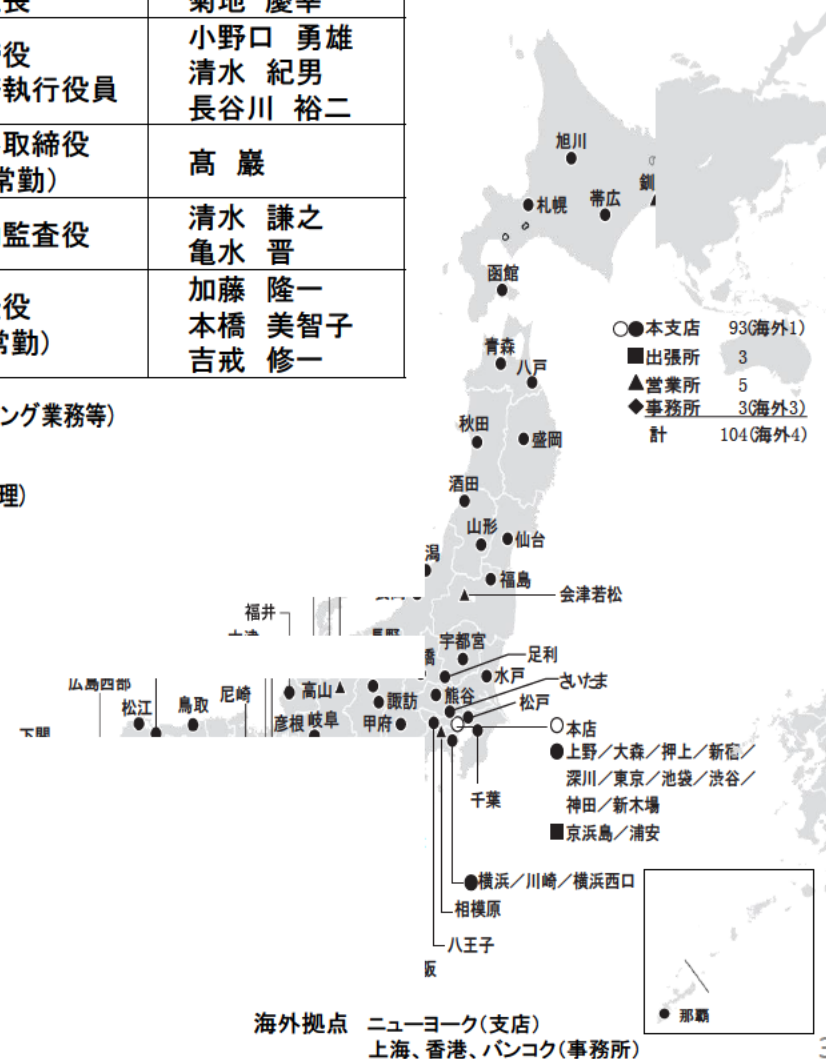
【組織の概要】

監査役	付（監査役監査の補助）
監査部	（各種監査の企画・管理・実施）
秘書室	（役員の秘書事項等）
総務部	（総合調整、職制、機構及び職務権限の企画・管理等）
コンプライアンス統括部	（コンプライアンスの企画・管理等）
広報部	（広報活動の企画・推進・総合調整等）
調査部	（財政・金融経済情勢等の調査等）
経営企画部	（中期経営計画・総合計画の策定等）
人事部	（人事関係諸計画・諸制度の企画等）
管理部	（福利厚生、動・不動産の取得・管理等）
システム部	（電子計算システムの企画・開発・運用・保守等）
事務総合部	（事務の厳正化・合理化、業務事務マニュアルの制定等）
資金証券部	（市場関連業務に関する企画等）
市場営業部	（デリバティブ・外国為替取引、公共債・短期有価証券等によるトレーディング業務等）
市場業務室	（市場関連業務に係る後方事務及びその管理等）
統合リスク管理部	（統合リスク管理の基本的事項の策定等、市場関連業務に係るリスク管理）

【役員体制】

代表取締役社長	関根 正裕
代表取締役副社長	稲垣 光隆 菊地 慶幸
取締役常務執行役員	小野口 勇雄 清水 紀男 長谷川 裕二
社外取締役（非常勤）	高 巖
常勤監査役	清水 謙之 亀水 晋
監査役（非常勤）	加藤 隆一 本橋 美智子 吉戒 修一

【店舗の分布】

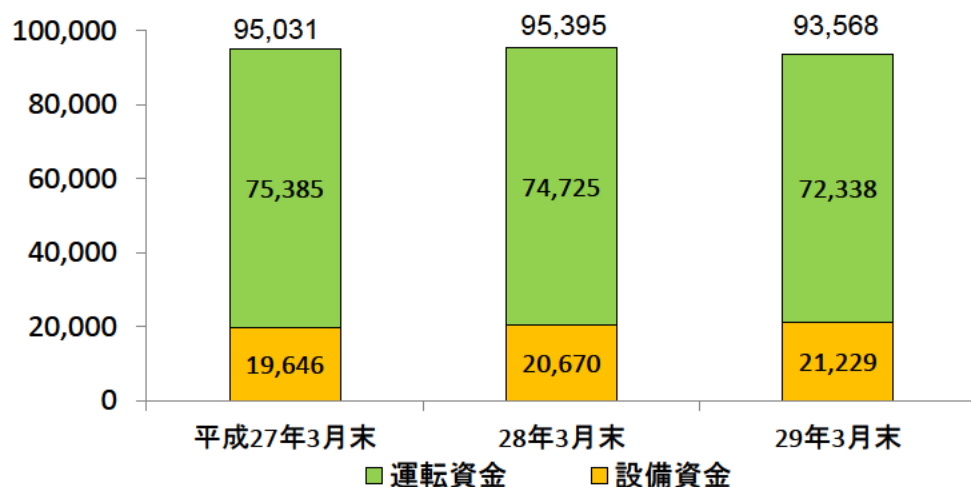


締 役 会	営 会 議		応 業 務 部 (危機対応業務その他国の制度融資に関する基本的事項の企画等)
		業 務 推 進 部 (営業店業務の総合的推進・統括管理等)	
		業 務 推 進 部 (営業店業務の総合的推進・統括管理等)	
		審 査 本 部	

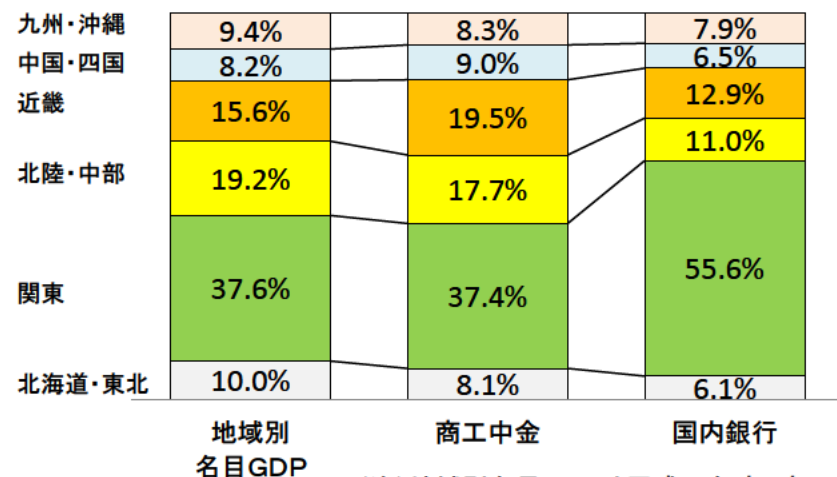
財務状況の概要①（貸出金の状況）

- 貸出金残高は9.3兆円。国内銀行と比べると、製造業や卸売・小売業に対する貸出金の比率が高い。
- 全国の店舗を活用して、地域の経済規模に沿った貸出を実施。

● 貸出金残高推移（単位：億円）

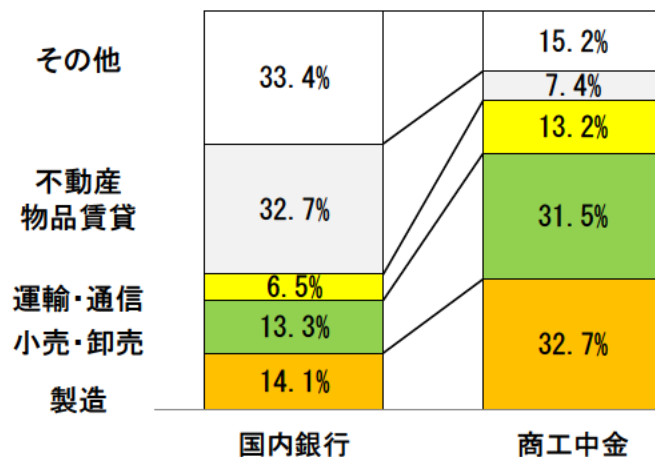


● 地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



（注）地域別名目GDPは平成25年度、商工中金貸出および国内銀行貸出は平成29年3月末時点

● 貸出金業種別内訳

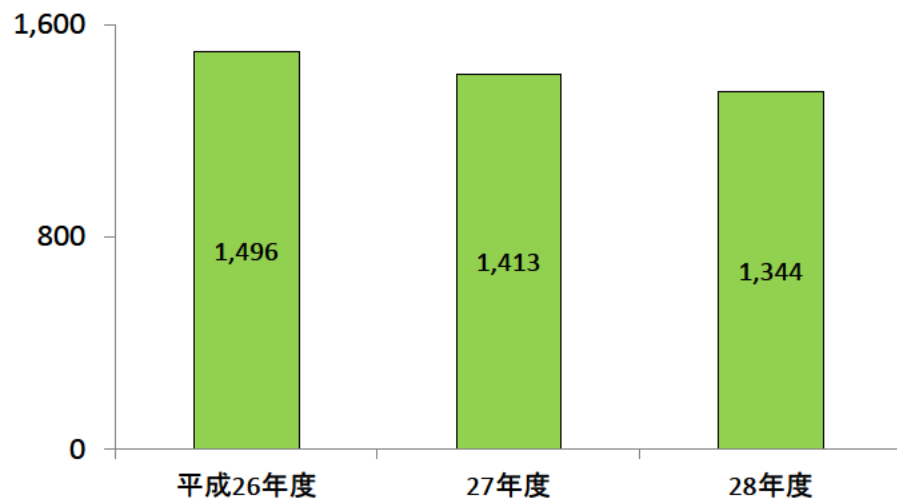


（注）国内銀行、商工中金ともに平成29年3月末時点

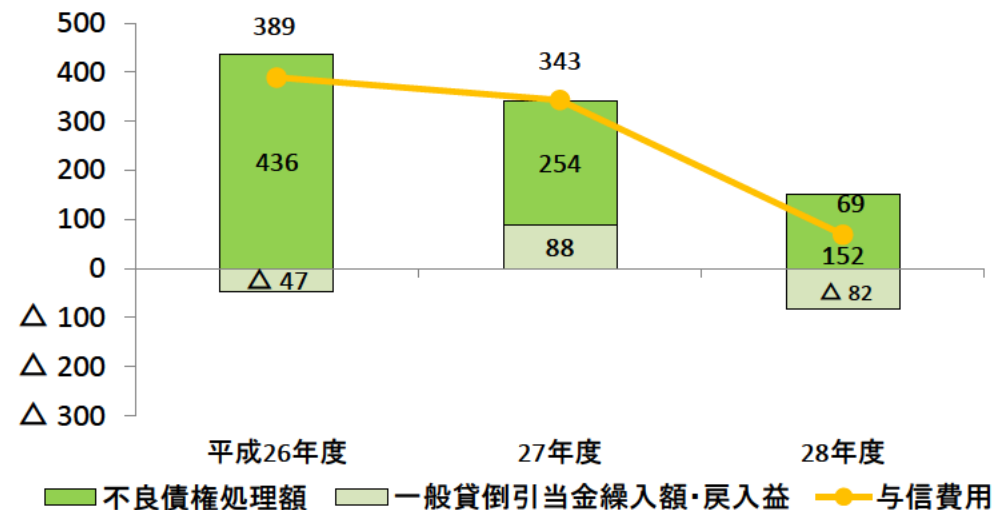
財務状況の概要②（収支の状況）

- 平成28年度の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから前期比69億円減少し、1,344億円となった。
- 一方で、与信費用の減少などから、当期純利益は198億円増加し、313億円となった。

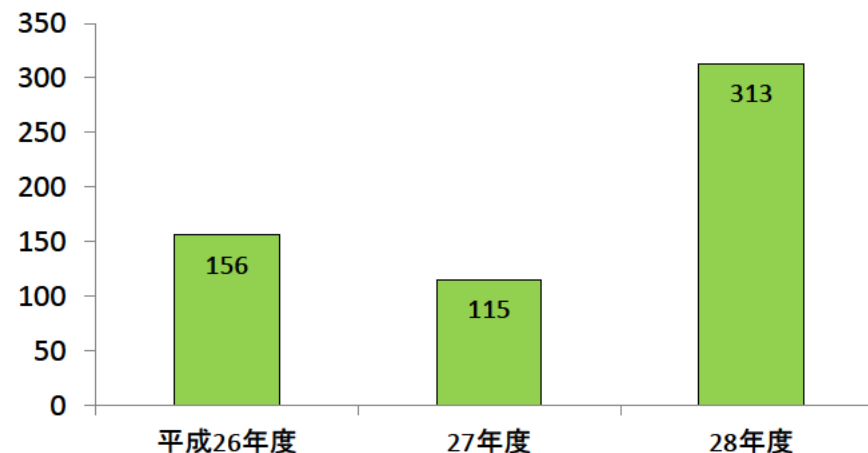
●業務粗利益(単位:億円)



●与信費用(単位:億円)



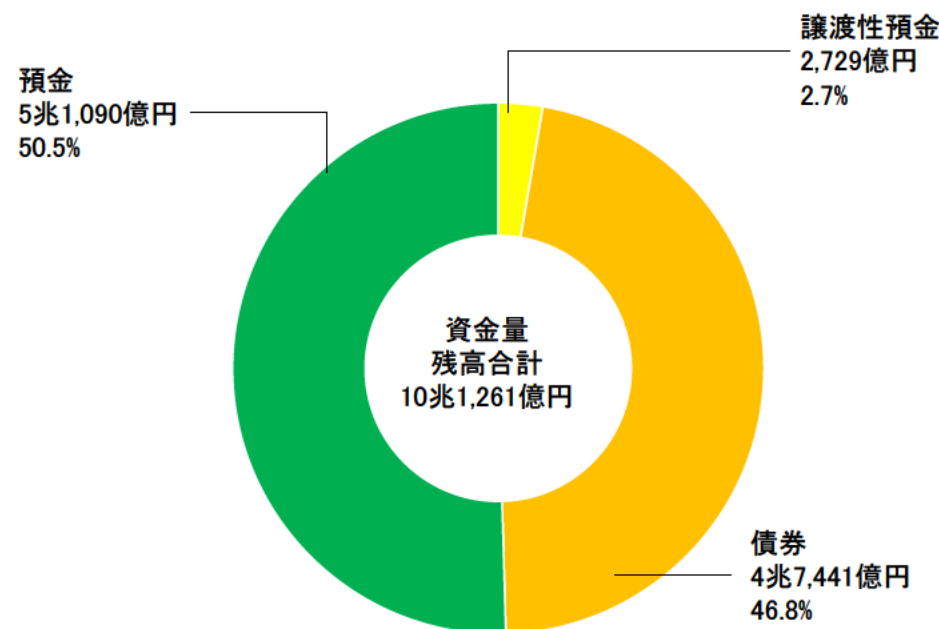
●当期純利益(単位:億円)



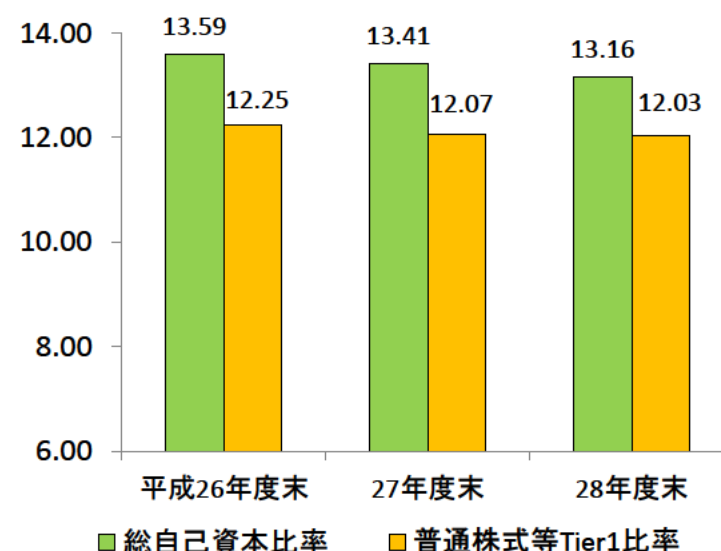
財務状況の概要③（資金調達・自己資本の状況）

- 機関投資家向けの募集債による効率的な調達に加えて、個人・法人預金を主体として資金調達の基盤拡充に注力。

● 資金調達の内訳(平成28年度末)



● 自己資本比率の推移(単位: %)

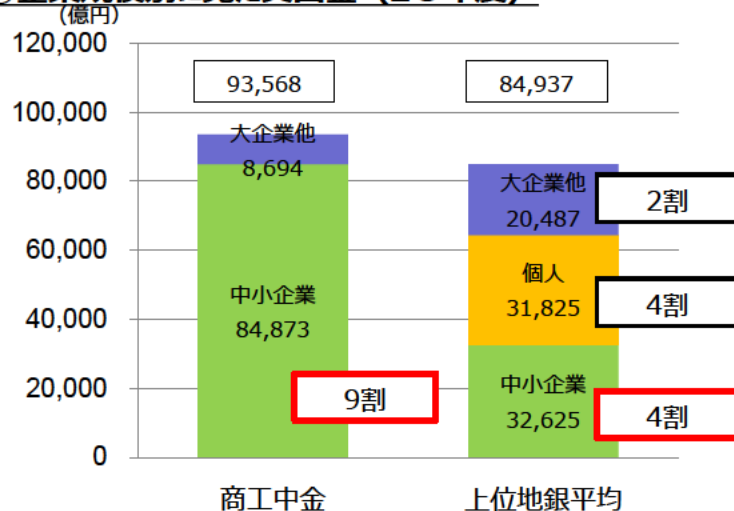


	26年度末	27年度末	28年度末
総自己資本	9,700	9,805	9,964
普通株式等Tier1	8,743	8,820	9,110
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,500
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	1,119	1,189	1,457

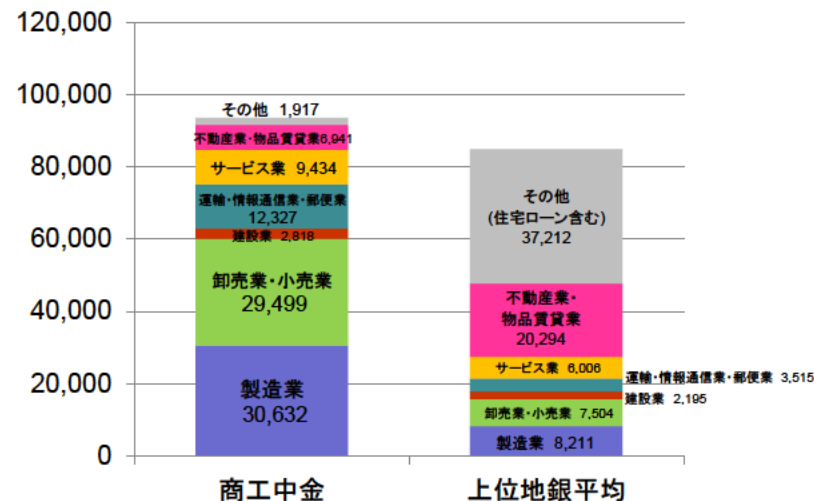
商工中金と地銀の財務状況等の比較

(注) 地銀のうち資金量が上位の5行（横浜銀行、千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、常陽銀行）の平均との比較

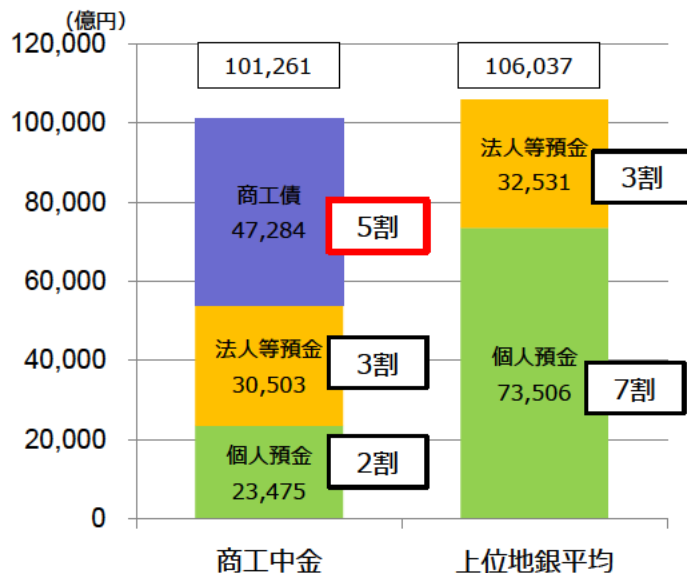
①企業規模別に見た貸出金（28年度）



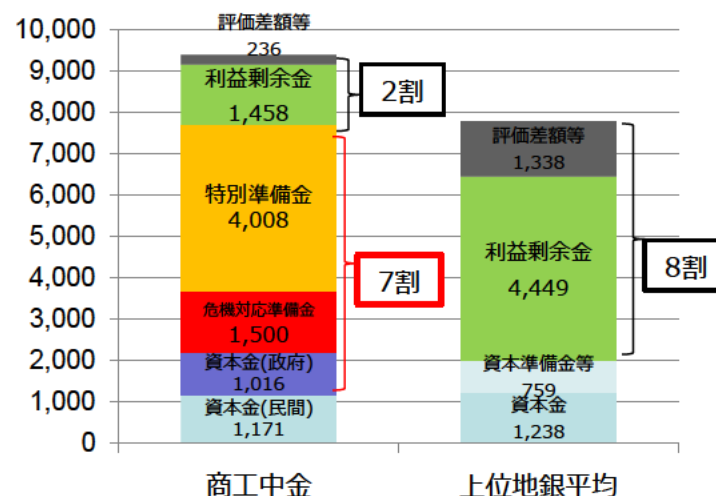
②業種別に見た貸出金（28年度）



③資金調達構造（28年度）



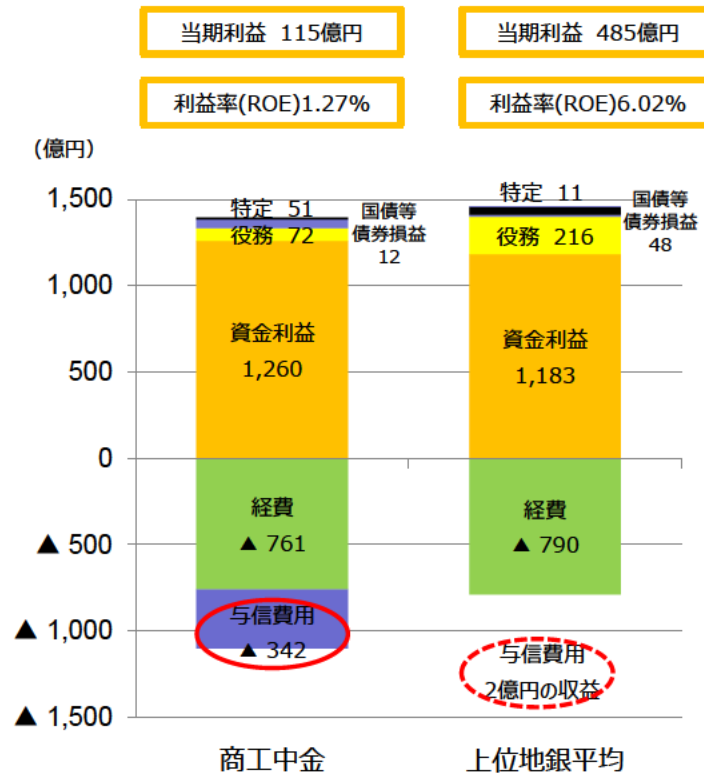
④純資産の構造（28年度）



商工中金と地銀の財務状況等の比較

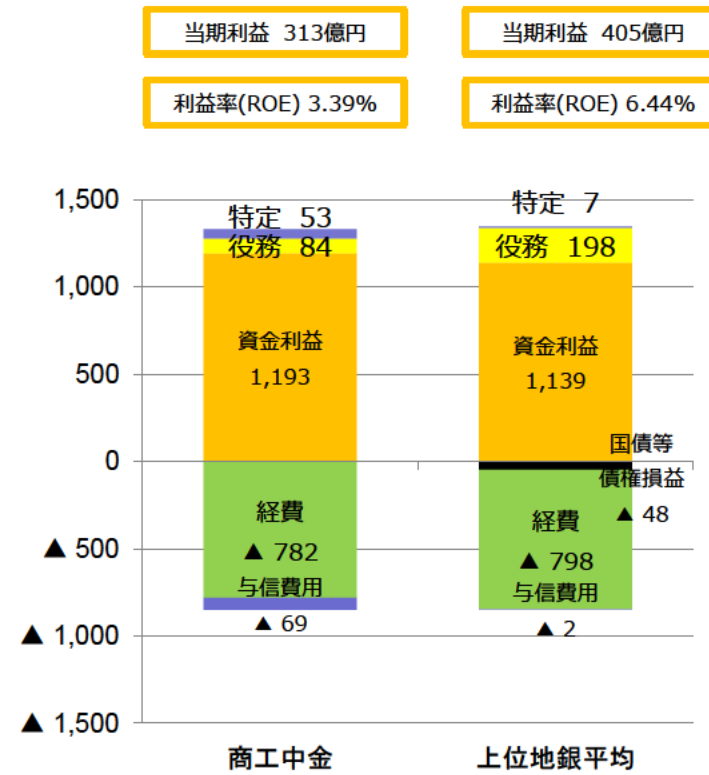
(注) 商工中金と資産規模が同程度の地銀5行（横浜銀行、千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、常陽銀行）の平均との比較

④-1収支構造（27年度）



注)横浜銀行を除く。

④-2収支構造（28年度）



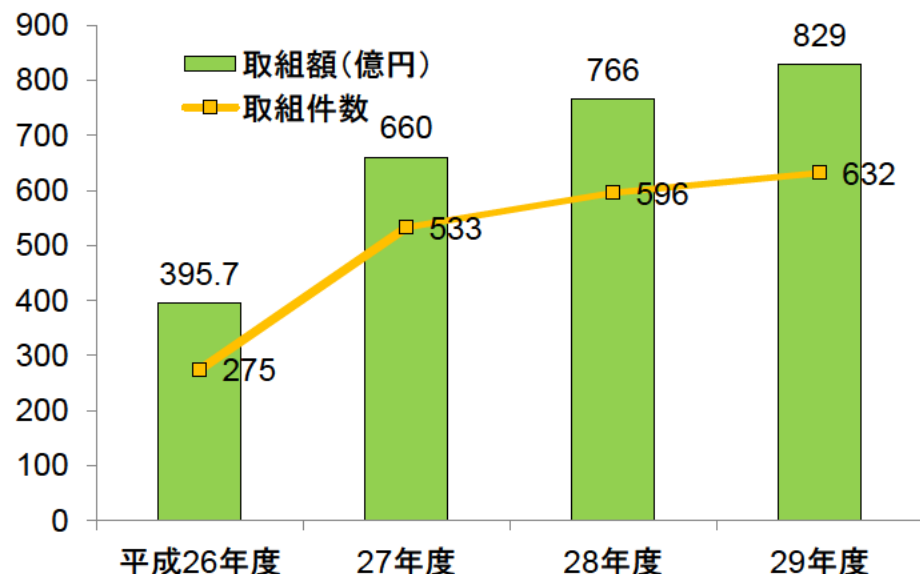
注)横浜銀行については、同行を含むグループのコンソリディアFGの値を使用。

2. 商工中金における主な取組

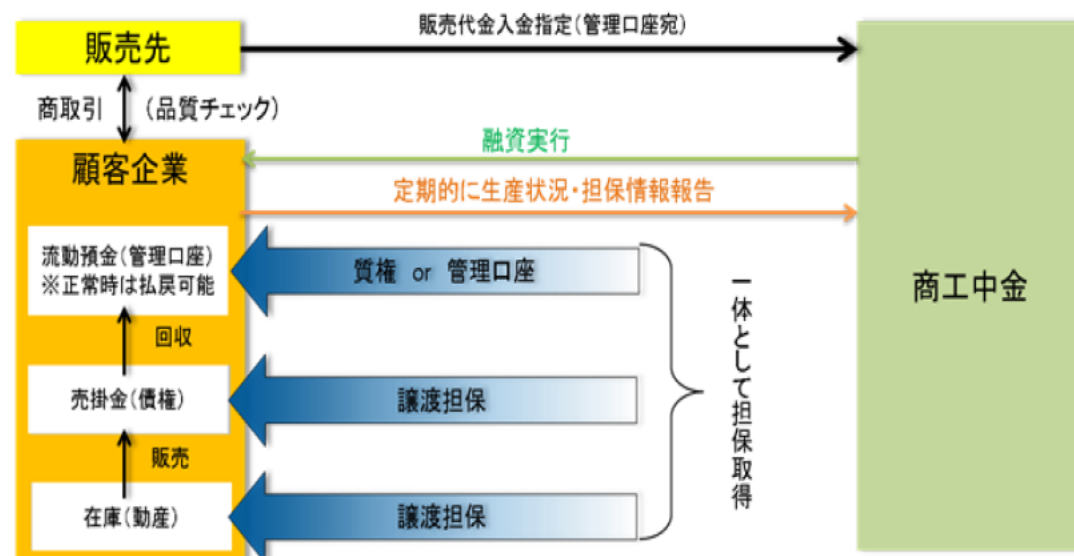
ABLの取組

- 在庫が販売されて売掛金となり、売掛金が回収されて流動預金となる「事業のライフサイクル」に着目し、在庫・売掛金・流動預金を一体として担保として、一定の融資枠を設定するABL(アセットベースドレンディング)に取り組んでいる。

● ABL(商流一体型)の設定状況(26年度からの累計実績)



● ABLのスキーム図



● 取組事例

地域金融機関と連携しシンジケート型ABLを組成

- 自動車部品やベアリング用部品など金属製品の製造業者。エンドユーザーである自動車メーカーの海外生産の増加により、自動車部品メーカーからの受注が増加し、運転資金の調達を必要としていた。
- 商工中金は、地域金融機関と業務協力文書を締結以降、幅広い分野で情報交換を行い関係を強化していたところ、A社が両金融機関の取引先であったこともあり、シンジケート型ABLを組成し協調で支援を行うこととなった。
- 当該地域金融機関としては初となるABLの取組みであったことから、商工中金は同行に対し、情報交換やノウハウ提供等を行いながら、同行の取組みを後押し。

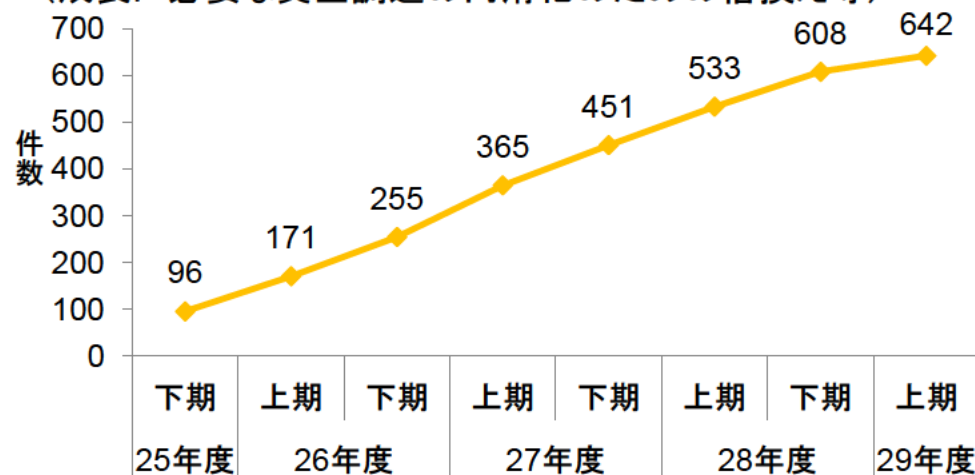
再生支援の取組

- 事業再生に取り組む事業者に対し、コンサルティング機能を最大限に発揮し、経営改善計画の策定支援からその達成、成長に必要な資金調達の円滑化のためのリファイナンスまで、一貫した総合的なサポートを行っている。

● 再生支援協議会計画策定支援完了件数(全国)の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度
再生支援協議会計画策定支援完了	2,484	1,319	1,047	—
商工中金関与	431	311	264	302

● 再生支援先に対するリファイナンス累計実績 (成長に必要な資金調達の円滑化のための借換え等)



※25年10月に社内で創設したリファイナンス制度の累計取組実績

● 取組事例

地域金融機関との連携により地域中核企業の事業再生をバックアップ

- 大手自動車メーカー向けに金属プレス部品を供給するB社は、地域経済を支える中核企業。過去に大型の設備投資を実施したものの、受注の急激な減少や固定費の高止まりにより、投資に見合った収益を確保できず、事業再生に向けた経営改善を進めていた。
- 商工中金は、納入先の自動車メーカーと連携しながら、B社に再生計画の策定を助言し、再生支援協議会とも連携してDDS(デットデットスワップ)を含む再生スキームを構築。
- また、商工中金は、公的金融機関としての中立性を活かしたコーディネーター機能を発揮し、DDSの実績のない地元信用金庫や信用保証協会に対し情報の提供と助言を行い、合意形成に向けた調整を行うとともに、短期資金で資金繰り支援するなど、B社の事業再生をバックアップ。

国内外のネットワークによる支援（事業承継等）

- 経営者高齢化や後継者不在等の取引先に対して、各種情報提供や税理士等外部機関紹介のほか、事業承継支援貸付やM&A等で総合的にサポートしている。
- その他、国内外のネットワークを活用したビジネスマッチング等にも取り組んでいる。

● 事業承継支援の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数	498	590	737	1,063
事業承継支援貸付（億円）	69	227	256	95

● M&A仲介件数推移

26年度	27年度	28年度	29年度
17	12	15	12

● 取組事例

地域金融機関とM&Aで連携し地方ホテルの事業承継ニーズに対応

- 後継者難で事業譲渡を検討していたホテルについて、M&Aに関する包括守秘義務契約締結先に基づき地域金融機関から情報入手し、商工中金は、全国ネットワークを活用し首都圏のホテルチェーンとの事業譲渡を実現。

地域金融機関2行と共にビジネス商談会を開催し、中小企業の販路拡大を支援

- 東海地区、北陸地区の地域金融機関と共に逆見本市形式でのビジネス商談会を開催。仕入バイヤーがブースを設置し、バイヤーに対し販売を希望する中小企業を集めることで、より具体的な商談の場を企画。当金庫は、全国ネットワークを活用し、各地から販路拡大ニーズがある取引先を紹介することで、商談の場がより活性化するようにサポートしている。

ビジネスマッチングによりお取引先の事業拡大をサポート

- 産業機械製造業向けに金属加工・板金・溶接組立を行うC社からの受注先開拓ニーズを受け、当金庫取引先（他地域）である医療用機器メーカーとの商談の場を提供。結果、試作品受注につながり、量産化に向けた商談が継続している。

国内外のネットワークによる支援（海外展開）

- 多くの中小企業が海外にて事業展開をしていることから、海外派遣者（海外拠点・提携機関）のネットワークを活用し、中小企業の海外での事業展開を支援。海外現地法人貸出等の金融支援に加え、現地の関係機関とも連携し、顧客の海外拠点設立等も支援。

● 当金庫の海外拠点及び職員を派遣している機関

	当金庫の海外拠点及び職員を派遣している機関の状況			(参考)本邦地域金融機関の拠点数	
	支店	事務所	派遣機関	支店等	事務所
ニューヨーク	○			3	7
上海		○		1	29
香港		○		7	10
バンコク		○	○	0	24
ホーチミン			○	0	2
ジャカルタ			○	0	0

■ 職員を派遣している機関の一覧

バンコク・・・タイ投資委員会(BOI)※、バンコック銀行(本店)

ホーチミン・・・バンコック銀行(ホーチミン)

ジャカルタ・・・バンクネガラ・インドネシア

※タイ投資委員会(BOI)・・・タイ国内の投資振興のために、投資誘致を専門的に行う政府機関。

● 取組事例

当金庫のサポートにより

- 繊維事業者であるD社は、タイの生産拠点設立にあたり、現地での法人税等の減税措置を利用したいと考えていた。
- 当金庫のバンコク駐在員事務所の駐在員とタイ投資委員会(BOI)に派遣している職員が連携して、D社が減税措置を受けるための認定手続きをサポート。結果、同社は、現地での法人税等の減税措置の認定を受け、タイへの進出を果たした。

● 海外現地法人貸出・スタンドバイLC残高(億円)

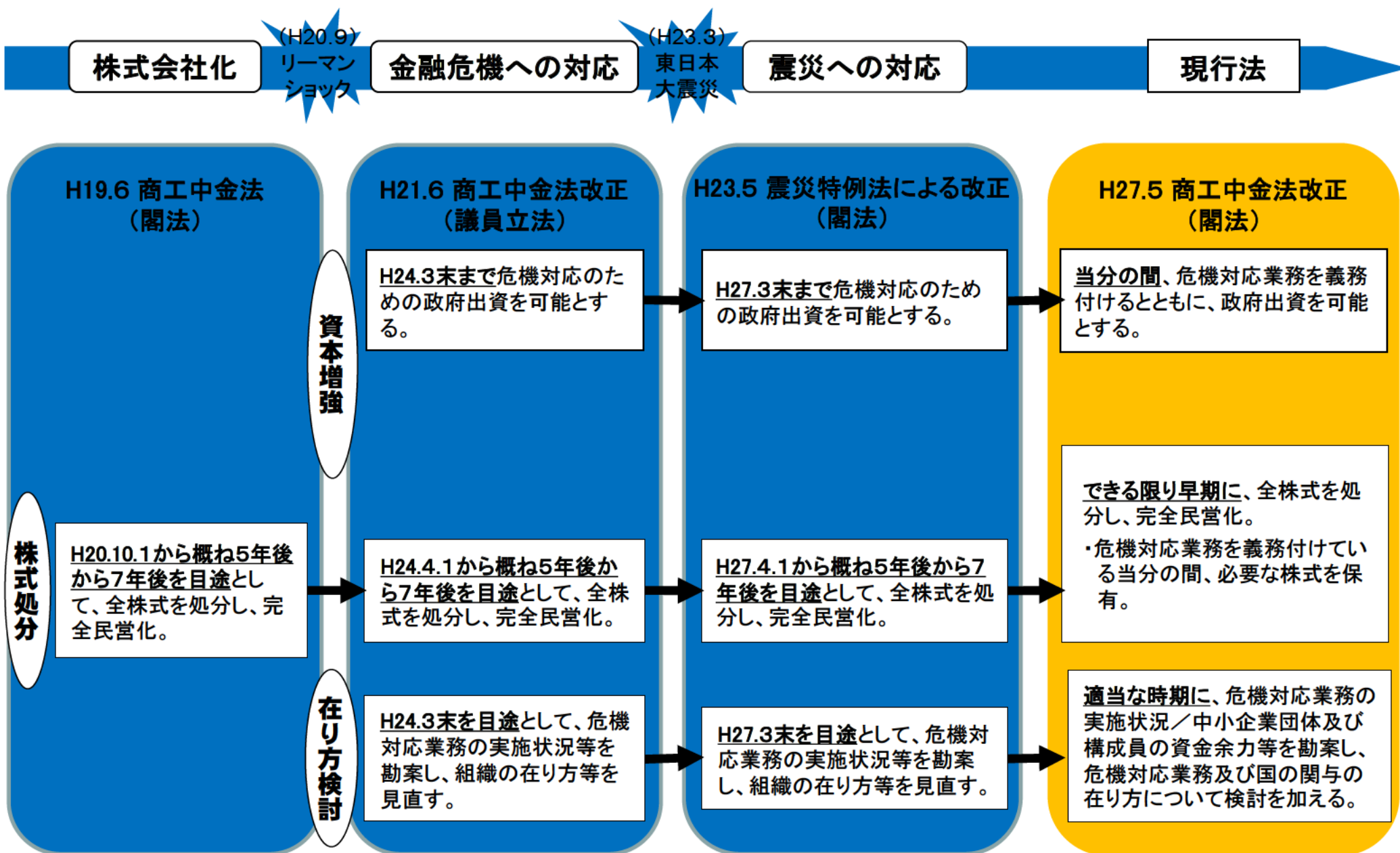
	27年度	28年度	29年度
ニューヨーク支店 (米国、カナダ、メキシコ)	532	541	417
アジア等	202	201	172
海外現地法人貸出	734	742	589
スタンドバイLC	362	350	328

※スタンドバイLCとは、取引先の海外子会社等が現地の金融機関等から借入する際に、信用状(LC)を発行し、当該債務を補償するもの。

＜参考資料＞

- 平成18年の政策金融改革の際に、将来の完全民営化の方針を決定（その際、政府出資4,000億円のうち、3,000億円分を特別準備金に変換）。平成20年に株式会社化し、5～7年後目処で政府出資株式を全て処分する方針。
- その後、リーマンショック時・東日本大震災時に、政府出資株式の処分期限の起算点を2度延長（平成20年10月1日→平成24年4月1日→平成27年4月1日）。
- 平成27年改正では、危機対応業務の重要性と現時点では民間金融機関の指定がないことに鑑み、将来的な完全民営化の方針は堅持しつつ、商工中金に「当分の間」危機対応業務を実施する法律上の責務を課すとともに、「当分の間」政府出資株式を保有することを規定。

商工中金の法改正の概要



株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）関係規定

（目的）

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下本則において「商工組合中央金庫」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

附 則

（この法律の廃止その他の必要な措置）

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（危機対応業務の実施の責務）

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。

（株式の政府保有）

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。

（適正な競争関係の確保）

第二条の五 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。